

## 公益財団法人全日本剣道連盟 代表選手選考規則

### (目的)

- 第1条 この規則は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）が国際剣道連盟の主催する世界剣道選手権大会（以下「世界大会」という。）及び世界的規模で実施されるその他の大会で会長が指定する大会（以下これらを「派遣大会」という。）に派遣する日本代表選手（以下「代表選手」という。）の選考基準と選考手続について定める。
- 2 前項の選考は、我が国固有の伝統文化である剣道を正しく継承し、国内外に誇れる剣道の資質と力量を兼ね備えた人材を育成し、その能力の強化を図ることを目的とする。

### (選手選考委員会)

- 第2条 全剣連に、代表選手選考委員会（以下、「選手選考委員会」という。）を置く。
- 2 選手選考委員会は、前条第1項の代表選手及びその候補となる強化選手を選考する。
- 3 選手選考委員会は、普及委員会、試合審判委員会、女子委員会及び指導育成委員会の各委員長のほか全剣連の会長（以下「会長」という。）が委嘱する理事若干名並びに選手育成強化本部長、男子監督及び女子監督で組織する。
- 4 選手選考委員会の委員長は、会長が委嘱する理事のうちから会長が指名する。
- 5 選手選考委員会の委員の任期は、それぞれの任期が終了するまでとする。
- 6 選手選考委員会の運営に関する事項は別に定める。

### (強化候補選手名簿の作成)

- 第3条 強化委員会は、会長の指示により、強化選手に指定される資格、要件を充たす者（以下「強化候補選手」という。）の名簿を作成し、選手選考委員会委員長に提出する。
- 2 強化候補選手の人数は、選手選考委員会が決定する。

### (強化候補選手の資格、要件)

- 第4条 強化候補選手は、以下の資格を満たしていなければならない。
- ①日本国籍を有し、全日本剣道連盟に登録していること
  - ②世界大会開催予定年度中に満16歳に達する見込みであること

- 2 強化候補選手は、選手選考委員会が定めた別表1の要件に該当する者で、強化選手に指定されることを希望する者であることを要する。
- 3 強化委員会は、強化候補選手の名簿を作成するに当たって、別表1に定める強化候補選手の所属についての職業別割合を遵守しなければならない。

(強化選手の指定)

- 第5条 選手選考委員会は、強化候補選手の名簿から強化選手を指定する。
- 2 指定は、選考試合（総当たり戦）を実施し、その結果等を踏まえて判断する。なお、選考試合の審判については審判員選考委員会で決定する。

(強化選手指定の解除)

- 第6条 選手選考委員会は、強化選手が次の各号に該当する場合は、その者についての強化選手の指定を解除することができる。
- ①負傷等により強化訓練講習会への参加が困難な者又は参加しても十分な訓練ができないと判断された者。
  - ②重大なコンプライアンス違反があつて代表選手として相応しくないと判断された者。
- 2 前項により選手選考委員会が強化選手の指定を解除した場合、強化委員長は、指定を解除された選手に対しその理由を説明しなければならない。

(強化選手の見直し)

- 第7条 選手選考委員会は、毎年度強化選手の見直し（入れ替え）を行う。
- 2 見直し（入れ替え）の候補となる者は、第4条第1項に定める資格を有するほか、選手選考委員会が定めた別表2の要件に該当する者で、強化選手に指定されることを希望する者であることを要する。
  - 3 見直し（入れ替え）は、既存の強化選手と前項の要件に該当する者との間で、総当たり戦を実施するなどの適切な方法により行うこととする。

(代表選手の選考及び選考基準)

- 第8条 選手選考委員会は、強化選手の中から代表選手を選考する。
- 2 代表選手の選考は、強化選手による選考試合（総当たり戦）を実施し、その結果及び第1条の目的等を踏まえて決定する。選考試合の実施方法は、選手選考委員会が別に定める。
  - 3 選考する代表選手の人数については、派遣大会に応じてその都度、選手選考委員会が決定する。

4 選手選考委員会は、代表選手に欠員が生じた場合に備えて、適当な人数の代表補欠選手を選考することができる。

(代表選手の発表と通知)

第9条 選考終了後、選手選考委員会は、選考結果を適宜の方法で公表する。

2 選手選考委員会は、選考結果を代表選手、代表補欠選手、その他の強化選手並びに代表選手及び代表補欠選手の所属に通知する。

3 強化委員会委員長、男子監督又は女子監督は、代表選手に選ばれなかつた強化選手（代表補欠選手を含む。）の求めがあつた場合は、代表選手を選考した理由について説明しなければならない。

(代表選手の交代等)

第10条 選手選考委員会は、代表選手が次の各号に該当する場合は、その者についての代表選手選考の決定を取り消すことができる。

①負傷等により代表選手として世界大会に出場することが困難と判断された者。

②重大なコンプライアンス違反があつて代表選手として相応しくないと判断された者。

2 前項により代表選手選考の決定が取り消された場合又は代表選手が辞退を申し出るなどしたことにより欠員が生じた場合は、選手選考委員会は、派遣大会の大会要項が定めるところにより代表補欠選手から代表選手を選考することができる。

(不服申し立て)

第11条 この規則に基づく強化選手の指定及び代表選手選考に関する決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構により解決されるものとする。

(事務局)

第12条 選手選考委員会の運営並びに代表選手及び強化選手の選考に関する事務は、全剣連の事務局が処理する。

(改廃規定)

第13条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

- 1 この規則は、令和3年3月4日から施行する。
- 2 この規則は、令和4年6月6日から改定施行する。

## 別表1

### 強化候補選手の要件

次の①ないし③のいずれかの条件に該当する者であること。

- ① 直前の世界剣道選手権大会の代表選手並びに強化選手であった者
- ② 直前の世界大会以降に国内で行われた各大会における成績が以下のいずれかに該当する者
  - 全日本剣道選手権大会及び全日本女子剣道選手権大会  
各 16 位以内
  - 全国警察剣道選手権大会 男子・女子、各 8 位以内
  - 全日本学生剣道選手権大会及び全日本女子学生剣道選手権大会  
各 4 位以内
  - 全国教職員剣道大会個人戦 男子・女子、各 2 位以内
  - 実業団剣道大会（団体）  
最優秀選手及び優勝チームから 1 名の計 2 名
- ③ その他強化委員会が推薦する者  
(刑務官、自衛官、自営業、団体職員等含む)

### 強化候補選手の人数の職業別割合

- ① 強化候補選手中、一つの職業分類に属する者が、一定の割合を超えること  
(具体的な割合は、次期世界大会に当たって規則第 3 条により強化候補選手の名簿を作成する際に、選手選考委員会が決定する。)
- ② 強化候補選手の所属が、全体として 4 以上の職業分類になるようにすること

\*職業分類とは、当面、(1) 警察官、(2) 教員、(3) 会社員、(4) 公務員・団体職員、(5) 刑務官、(6) 学生（高校生を含む）、(7) その他（自営業など）とする。

## 別表2

### 強化選手見直し（入れ替え）の候補となる者の要件

次の①又は②のいずれかに該当する者であること

- ① 全日本剣道選手権大会及び全日本女子剣道選手権大会 各4位以内
- ② その他強化委員会が推薦する者  
(刑務官、自衛官、自営業、団体職員等含む)